

## 新型コロナウイルス感染症に 引き続きご注意ください



新型コロナウイルスの蔓延を防ぐため、市民の皆さまお一人おひとりが、適切な行動と危機意識を持った行動に努めてください。

今回の新型コロナウイルス感染症との闘いは、大変な困難を伴います。経済的な打撃を受けお困りの市民の皆さま、事業者の皆さまも多くおられます。医療の現場では、日夜関係者の懸命な努力が続けられています。大切な人を守るため、今こそ社会全体が力を合わせてこの難局を乗り越えましょう。

- ◆生活の維持に必要な場合(医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など)を除き、外出を控えてください。
  - ◆「密閉」「密集」「密接」これらの集団感染リスクを回避してください。
  - ◆手洗いの励行や咳エチケットに努めてください。
  - ◆食料や医薬品などの買い占めをしないようにしてください。
- ※以下のいずれかに該当する人は速やかに保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。
- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日(高齢者や基礎疾患等がある方は、2日)以上続く場合、
  - ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合、  
(TEL0946-22-9886、夜間・休日092-471-0264)

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

### 3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「**3つの密(密閉・密集・密接)**」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「**ゼロ密**」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、**要注意**。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

保健所 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル  
厚労省 コロナ 検索 0120-565653

「出典：首相官邸ホームページ」

## 後期高齢者の歯科健診

福岡県後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診を実施します。  
なお、対象者には、5月下旬に受診券を送付します。

### ◆受診対象者

昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの本年度76歳になる人

※長期入院の人、施設入所の人などを除く

※例外として、令和2年12月までに限り、77歳以上になれる被保険者で歯科健診を希望する人も受診できます。ただし、昨年度までに受診した人は受診できません。また、75歳以下の人は、対象年齢(76歳)になってから受診してください。

### ○受診期間

令和2年6月から令和2年12月まで

(実施医療機関の休診日を除く)

### ○受診の方法

必ず同封している実施医療機関に予約のうえ受診してください。

### ○受診券の送付時期

令和2年5月下旬に広域連合より送付

### ○受診時に持っていくもの

- ・受診券(記入して実施医療機関へお持ちください)
- ・被保険者証
- ・受診時の自己負担金300円

※新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、歯科医院にあらかじめ電話によりご相談のうえ、ご検討ください。なお、緊急事態宣言期間中は受診できません。

●問合せ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号

電話：092-651-3111・FAX：092-651-3901・ホームページ：<http://www.fukuoka-kouki.jp/>